

公営住宅の家賃について

公営住宅の家賃制度のしくみ

公営住宅の家賃は、ご家族全員の収入と住宅の条件等（住宅の立地、規模、築年数、利便性）によって毎年度決まります。ご家族全員の収入に応じた家賃になりますので、退職や失業等により収入が減ると、それに応じて家賃が下がり、就職等により収入が増えると、それに応じて家賃が上がるしくみになっています。

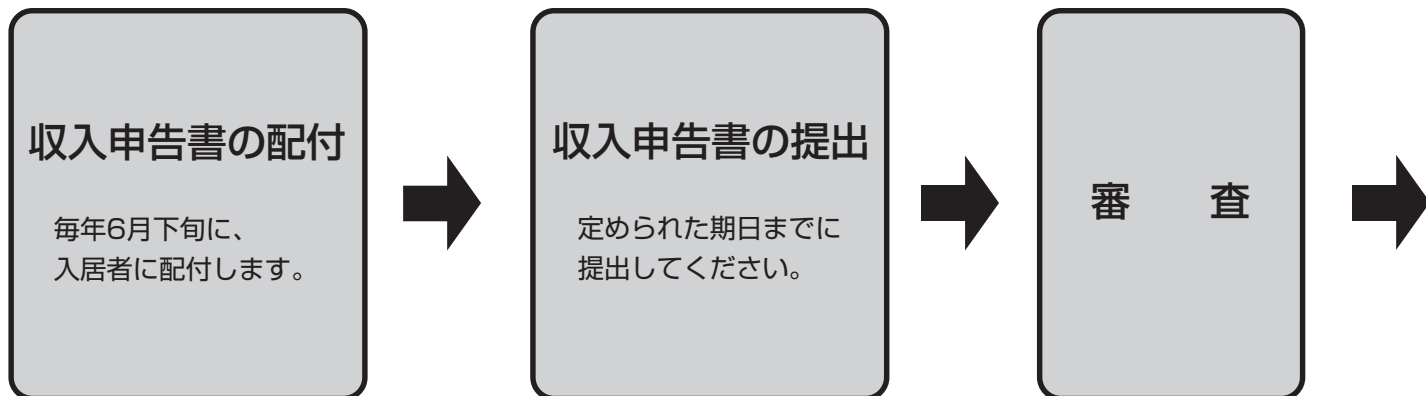
ただし、収入申告をしなければ、収入に応じた家賃とはならず、「近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅なみの家賃）」となります。（15ページ参照）

収入申告について

収入の有る無しにかかわらず、ご家族全員の昨年1年間の収入額を毎年申告していただきます。また、申告の際には、収入額等を証明する公的書類が必要です。

●収入申告をしなければ「近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅なみの家賃）」（15ページ参照）になる等、不利益を受けることとなります。また、証明書類が不備な場合も同様です。

※入居者全員の方が認知症等の理由により収入申告をすることが困難であると認められる場合、診断書等の提出により収入申告義務の免除を申請出来る場合があります。詳しくは担当の管理センターへご相談ください。



マイナンバー申告について

マイナンバーによる収入申告をご選択いただいた世帯は、世帯全員の個人番号を届け出ることにより、収入額などを証明する公的書類を省略できる場合があります。詳しくは、収入申告書に同封される「マイナンバー（個人番号）による収入申告のご案内」をご確認ください。

収入認定に対する意見申出(更正申請)

年度途中で退職や失業等により収入が減った場合には、担当の管理センターにご相談ください。毎月20日までの受付にて、収入の認定の更正を行い、翌月分の家賃から減額できる場合があります。

家賃減免制度

収入が著しく低く家賃の支払いが困難な場合、一定期間、家賃の額を減免できる場合があります。担当の管理センターで相談のうえ、お手続きをしてください。

●減免申請及び適用日

毎月20日までの受付分について、翌月分の家賃から減免します。

●申請用紙の配付および申請先

担当の管理センター

収入の認定と 家賃額の算定

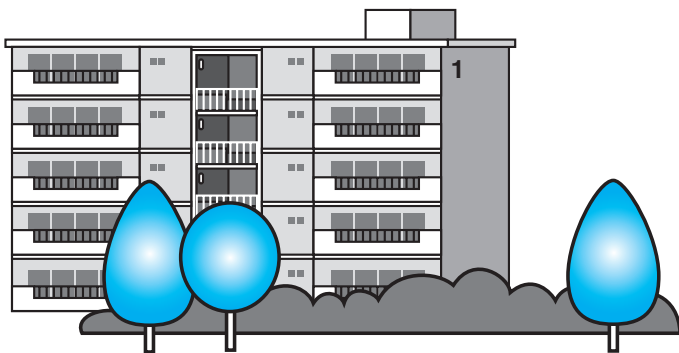
申告された収入が適正であれば、収入の認定を行います。認定した収入をもとに、住宅の条件等(住宅の立地、規模、築年数、利便性)を加味して家賃の額を算定します。

通 知

毎年2月頃、決定した
内容を通知します。

4月からの 家賃額の確定

認定内容に意見がある場合、
通知到着後1ヵ月以内であれば、
意見を申し出ることができます。



ご不明な点があれば、担当の管理センターまでお問い合わせください。